

インターンシップ活動賠償責任保険のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

この保険にご加入いただける方は、学生・生徒災害傷害保険にご加入の学生・生徒に限ります。

1. 保険の内容

学生・生徒が、正課、学校行事または課外活動としてインターンシップ活動を行う際に、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊した（受託物については損壊、紛失、盗取または詐取された）ことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。また、インターンシップ活動に伴って学生・生徒が、販売または提供した飲食物が原因となった事故やインターンシップ活動の結果に起因して、他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2. 対象となる活動

学校が、正課（実習を含む）、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける、**日本国内での**インターンシップ活動が対象となります。

*学生・生徒が個人的にインターンシップ活動を行い損害賠償を受けた場合は本制度の対象になりません。

●**インターンシップとは……** 学生・生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業・施設等で行うことをいいます。

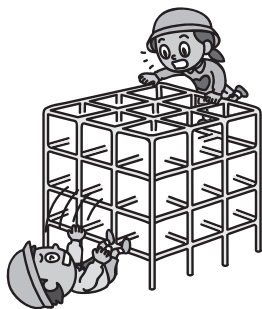
対象とならないインターンシップ活動：看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習。※医療関連学科とは、医療行為の実習を行う学科をいいます。

(保険金のお支払いの対象となる事故例)

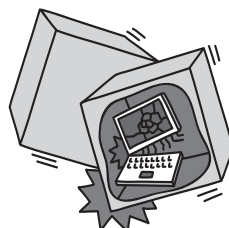
① インターンシップ活動中、派遣先の機械をいたずらして誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。



② インターンシップ活動中、子供を遊ばせていて誤ってけがをさせ、学生個人が法律上の損害賠償責任を負った。



③ インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。



④ インターンシップ活動中、昼食を作ったがその食事が原因で食中毒が発生し、学生個人が法律上の損害賠償責任を負った。



3. 保険期間

2019年4月1日午前0時～2020年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ振込み手続きを行ない、入金日の翌日午前0時からとなります。

4. 補償額・保険料

	補償内容	支払限度額		免責金額	保険料	
正課、学校行事または 課外活動として行われる インターンシップ活動	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円	1事故につき 5,000円	1人あたり 250円
		対物賠償	1事故につき	250万円	1事故につき 5,000円	
	生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき 保険期間中	1億円 1億円 1億円	1事故につき 5,000円	
		対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円	1事故につき 5,000円	
	受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき	250万円	1事故につき 5,000円	
			保険期間中	250万円		

- * 1. 保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。
- * 2. 保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
- * 3. 学生・生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
- * 4. この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
 - 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく学校の保険ご担当者様へご通知ください。
※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 株式会社 第一成和事務所 〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11番6号日本橋TSビル8F TEL 03-3669-2831
〈引受保険会社〉	東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 公務第二部文教公務室 TEL 03-3515-4133 (2019年4月1日現在予定)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

補償内容等詳細については、学校または取扱代理店にお問い合わせください。